

普通預金口座不正使用保険規定 新旧対照表

旧	新
<p>第2条 保険金が支払われる場合</p> <p>第三者が、次の（ア）～（ク）に掲げるお客様の口座番号等を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正に振り込みをされたことにより、お客さまが普通預金口座等上損害を被った場合に、保険金が支払われます。</p> <p>（ア）店番号 （イ）口座番号 （ウ）暗証番号 （エ）ログインID（お客さまが設定した場合） （オ）ログインパスワード （カ）ワンタイムパスワード（またはIDコード） （キ）JNBカードレスVisaデビットサービスのカード番号 （ク）JNB Visaデビットカードサービスのカード番号</p>	<p>第2条 保険金が支払われる場合</p> <p>第三者が、次の（ア）～（ク）に掲げるお客様の口座番号等を盗用し、お客さまになりすまして普通預金口座等から不正に振り込みをされたことにより、お客さまが普通預金口座等<del>上</del><b>±</b>において損害を被った場合に、保険金が支払われます。</p> <p>（ア）店番号 （イ）口座番号 （ウ）暗証番号 （エ）ログインID（お客さまが設定した場合） （オ）ログインパスワード （カ）ワンタイムパスワード<del>（またはIDコード）</del> （キ）JNBカードレスVisaデビットサービスのカード番号 （ク）JNB Visaデビットカードサービスのカード番号</p>
<p>第3条 保険金支払の対象期間および限度額</p> <p>1. 第2条の事由によりお客さまが損害を被った場合、不正使用保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して保険金が支払われます。ただし、保険金の支払は第4条によるお客さまの通知を当社が受理した日（以下「通知受理日」という）の30日前から通知受理日までの間に行われた不正使用による損害に対して行われ、支払額の上限は、以下のとおりとします。</p> <p>トークンをご利用のお客さま：1口座当たり年間500万円までとします。</p> <p>IDカードをご利用のお客さま：1口座当たり年間300万円までとします。</p>	<p>第3条 保険金支払の対象期間および限度額</p> <p><del>±</del>第2条の事由によりお客さまが損害を被った場合、不正使用保険の定めるところにより、損害の全部または一部に対して保険金が支払われます。ただし、保険金の支払は第4条によるお客さまの通知を当社が受理した日（以下「通知受理日」という）の30日前から通知受理日までの間に行われた不正使用による損害に対して行われ、支払額の上限は、<del>以下のとおりとします。</del></p> <p><del>トークンをご利用のお客さま：1口座当たり年間500万円までとします。</del></p> <p><del>IDカードをご利用のお客さま：1口座当たり年間300万円までとします。</del></p>

第3条 保険金支払の対象期間および限度額

2. 個人のお客さまで、第2条の事由により損害を被った場合で、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、前項の保険金支払の対象期間は、通知受領日から30日にその事情が継続している期間を加えた日数を遡った日から通知受領日までの間とします。ただし、第2条の事由があった日（第2条の事由があった日が明らかでないときは、当該事由によって不正使用されお客さまに損害が生じた日）から、2年を経過する日後に当社への通知が行われた場合には、保険金支払の対象といたしません。

削除